

# ！ 重要なお知らせ

国保を安定的に運営していくために

## 国や県の方針を踏まえ 国民健康保険税の税率を改定しました

### 改定理由

- 国保は、病気やけがをした時に安心して医療（保険給付）を受けられるよう、国保加入者が国保税を負担し合い、お互いに助け合う制度です。
- 医療（保険給付）にかかる費用は、国保税や国費等で賄うのが原則ですが、本市国保は、多額の一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金（以下「法定外繰入金」という。）に依存し、平成21年度から令和6年度までの16年間、税率を据え置いてきました。
- 近年、国や県は、国保財政の健全化に向けた取組を強化してきており、国は、令和5年10月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定したほか、県は、令和6年3月に「第3期鹿児島県国民健康保険運営方針」を策定し、令和10年度までに法定外繰入金の解消を目指すとともに、保険料水準の統一に向けた取組を進め、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ国保税となる「完全統一」を目指すこととなりました。
- 本市国保は、1人当たり医療費が年々増加する中、税率を据え置いてきた結果、36.8億円（令和6年度決算）の累積赤字を抱えており、令和7年度に税率改定を行いました。法定外繰入金を解消できず、依然として非常に厳しい財政状況にあります。
- この度の改定は、国や財政運営の責任主体である県の方針を踏まえ行うもので、本市国保を安定的に運営していくためのものです。
- 国保加入者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 税率



標準保険料率とは、保険給付に要する費用を賄うための標準的な保険料率で、毎年、県から市町村ごとに示されるものです。

メガニオン(マグマシティPRキャラクター マグニオン)

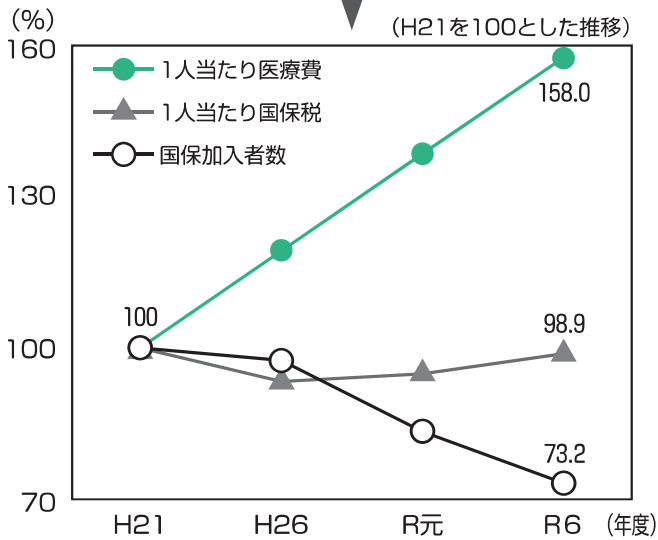
区分		8年度標準保険料率 ①	7年度税率(旧) ②	8年度税率 ③	増減 ③-②	標準保険料率との差 ③-①
基礎課税額	所得割額	8.32%	8.11%	8.26%	0.15%	▲0.06%
	均等割額	36,333円	30,700円	34,600円	3,900円	▲1,733円
	平等割額	23,232円	22,600円	23,000円	400円	▲232円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割額	2.96%	2.88%	2.94%	0.06%	▲0.02%
	均等割額	12,801円	10,700円	12,200円	1,500円	▲601円
	平等割額	8,185円	7,800円	8,100円	300円	▲85円
介護納付金 課税額	所得割額	2.47%	2.51%	2.47%	▲0.04%	0.00%
	均等割額	12,446円	11,100円	12,000円	900円	▲446円
	平等割額	6,169円	6,300円	6,100円	▲200円	▲69円
子ども・子育て 支援納付金 課税額	所得割額	0.29%	—	0.29%	0.29%	0.00%
	均等割額	1,278円	—	*1,200円	1,200円	▲78円
	18歳以上均等割額	95円	—	*90円	90円	▲5円
	平等割額	816円	—	800円	800円	▲16円

※18歳未満の「子ども・子育て支援納付金課税額」の均等割額（1,200円）は全額軽減され、軽減分を18歳以上均等割額（90円）として賦課

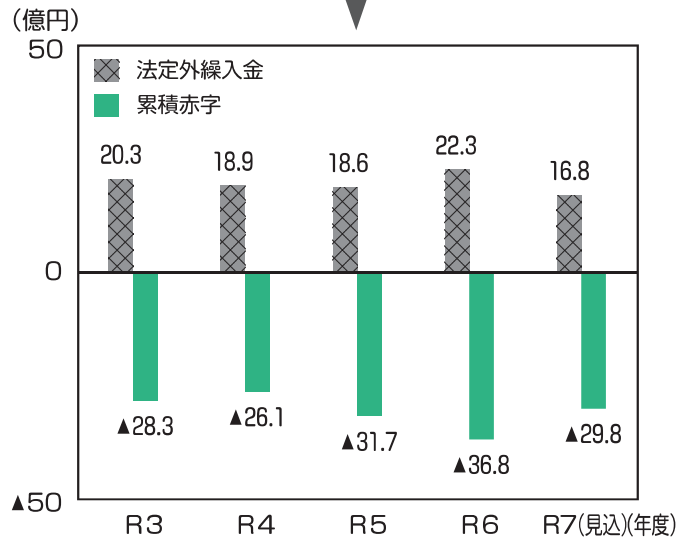
子ども・子育て支援納付金については3ページをご覧ください ▶▶▶

# 本市国保の現状と課題

1人当たり医療費・国保税と国保加入者数



法定外繰入金(決算補填等目的)と累積赤字(繰上充用金)



国保加入者の減少により、国保税収入が減少する一方、加入者の高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は増加傾向となっています。

このため、国民健康保険事業特別会計は赤字となることから、歳入の不足分を一般会計からの法定外繰入金で賄っている状況です。

## 国民健康保険事業特別会計

歳出	歳入
国保事業費 納付金	法定外繰入金
	国保税
保険給付費	県支出金
その他	その他

3.4億円(R8当初予算)

法定外繰入金で賄う  
ということは、国保加入者以外の方々にも負担いただいている  
という状況です。



マルニョン

## 一般会計

歳出	歳入
法定外繰出金	

# 国や県の方針

## ○保険料水準統一加速化プラン(国)

令和15年度(遅くとも18年度)までに、都道府県ごとの保険料水準の「完全統一」(県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となること)を目指す



▲  
保険料水準  
統一加速化プラン

## ○第3期鹿児島県国民健康保険運営方針

- 令和10年度までの赤字解消を目指す  
※赤字=法定外繰入金(決算補填等目的)+繰上充用金(累積赤字)の新規増加額
- 令和15年度以降の保険料水準の完全統一を目指す

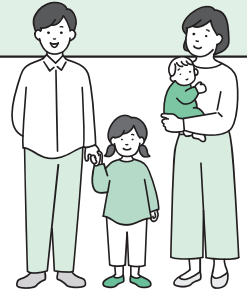


▲  
第3期鹿児島県  
国保運営方針

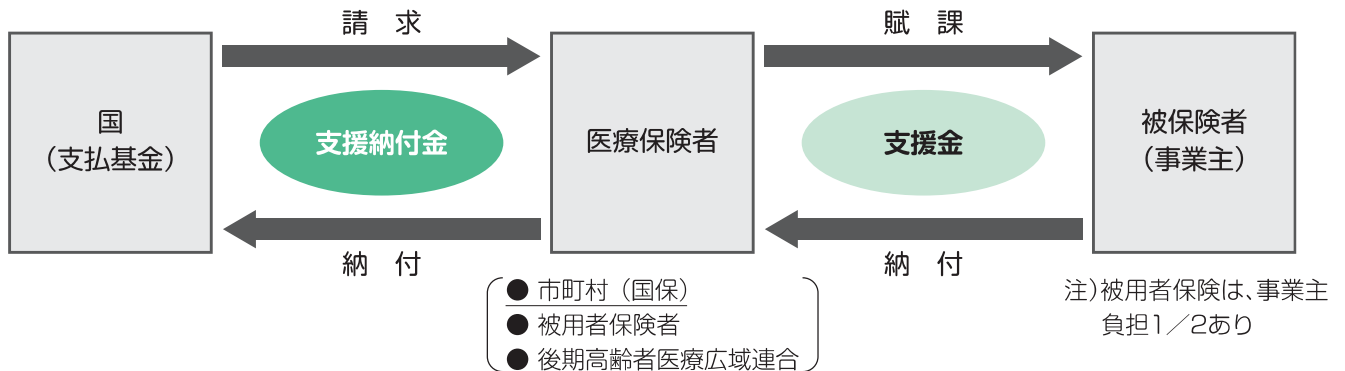
# 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

## 「子ども・子育て支援金制度」とは

全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。  
**令和8年度から**、医療保険の保険者が、被保険者から医療保険税（料）とあわせて支援金を徴収し、**子ども・子育て支援納付金として国に納付**します。



### 支援金徴収の流れ



### 子ども・子育て支援金が充てられる事業

- ▶ 児童手当の拡充
- ▶ 育児時短就業給付
- ▶ 育児期間中の国民年金保険料免除
- ▶ 妊婦のための支援給付
- ▶ 出生後休業支援給付
- ▶ こども誰でも通園制度



こども家庭庁ホームページ  
 「子ども・子育て支援金制度について」▶



こども家庭庁  
 リーフレット▶



### お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272(受付時間 日曜祝日を除く9時から18時)

## モデルケースでの国保税（年額）の試算

	8年度 標準保険料率 ①	7年度 税率(旧) ②	8年度 税率 ③	増減 ③-②	標準保険料率 との差 ③-①
給与所得200万円 40代夫婦 中学生1人、小学生1人	430,300円	374,900円	401,600円	26,700円	▲28,700円
年金所得100万円 65歳以上の夫婦	132,400円	119,200円	129,400円	10,200円	▲3,000円

※令和7年度から、子育て世帯の負担軽減のための減額制度を本市独自に拡充しています。  
 ※令和8年度の具体的な税額は、6月中旬に発送する国民健康保険税納税通知書でご確認ください。

## Q 法定外繰入金の解消や保険料水準統一は、鹿児島県独自の取組ですか？

鹿児島県だけではなく、全国的に取り組んでいるものです。

国は、法定外繰入金について、本来であれば国保税等により賄う必要があるものを一般会計から補填するものであり、削減・解消すべき赤字と位置づけています。

また、令和6年度から令和11年度までを保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけています。

なお、令和6年度には、大阪府と奈良県が保険料水準を統一しました。

## Q 鹿児島市の国保税は、他都市と比べて、高いですか？低いですか？

本市の令和7年度の1人当たりの国保税は、中核市・九州県都の平均と比較して低い状況でしたが、税率改定後（令和8年度）は、平均に近づく予定です。

## Q 国保税が上がらないようにするために、鹿児島市が取り組んでいることは？

歳出面では、医療費適正化対策として、特定健康診査事業などの保健事業に関する取組を強化しており、歳入面では、国保税の収納率向上対策として、口座振替やスマホ決済アプリによる納付等に取り組んでいます。

国保税が上がらないようにするためには、特に、医療費の抑制が重要であるため、特定健診を受診し、生活習慣病を早期に発見、早期に治療し、重症化を予防することが大切です。

なお、令和7年度から、子育て世帯の負担軽減のための減額制度を本市独自に拡充しています。



特定健診のご案内



子どもの均等割額の減額対象者の拡充

## Q 子ども・子育て支援金は、なぜ独身や高齢者も支払うの？

こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

## Q 子ども・子育て支援金により負担が増えるの？

支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

## Q 国保税を納付するのが困難なときは、どうすればいいですか？

生活が困難な場合や事業不振のために、どうしても納期限までに納付できない場合は、お早めに納付方法等についてご相談ください。

### 問い合わせ先

- |                             |                    |                |
|-----------------------------|--------------------|----------------|
| ▶ 国民健康保険課<br>(本庁別館 1階 3番窓口) | ▶ 国保税の計算・減免については   | 賦課係 ☎ 216-1229 |
|                             | ▶ 国保税の納付・納税相談については | 納税係 ☎ 216-1230 |
|                             | ▶ 国保の財政については       | 庶務係 ☎ 216-1227 |
| ▷ 谷山支所管内にお住まいの方は            | ▷ 谷山支所 市民課 国民健康保険係 | ▷ ☎ 269-8414   |